

令和8年第1回東海村議会定例会提出議案概要

令和8年2月25日

議案番号	議 案 名	説 明
報告第2号	寄附の受入れについて (体重計, クッションマ ット, 乳幼児用玩具)	<p>水戸ヤクルト販売株式会社から寄附の申出があり, これを受け入れましたので, 議会に報告するものであります。</p> <p>1 寄附者 水戸ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 内藤 学</p> <p>2 寄附品名 体重計1点, クッションマット1点, 乳幼児用玩具2点</p> <p>3 寄附目的 地域の福祉に貢献するため</p> <p>4 寄附年月日 令和8年1月21日</p>
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め, 和解することについて)	<p>村道を走行中の車両に発生した物損事故に関し, 地方自治法第180条第1項の規定により, 議会において指定されている損害賠償の額を定め, 和解することについて, 専決処分をしましたので, 同法第180条第2項の規定により報告するものであります。</p> <p>1 事故発生日 令和7年12月4日</p> <p>2 事故路線 村道3114号線</p> <p>3 損害賠償額 175,000円</p>
承認第2号	専決処分の承認を求める ことについて(令和7年 度東海村一般会計補正予 算(第9号))	<p>令和7年度東海村一般会計補正予算(第9号)について専決処分をしましたので, 地方自治法第179条第3項の規定により報告し, 承認を求めるものであります。</p> <p>予算総額に歳入歳出それぞれ17,879千円を追加し, 予算総額を24,977,640千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては, 衆議院の解散による第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い, 必要な予算措置を講じたものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 県支出金 14,191千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 繰入金 3,688千円</p>

		2 歳出 総務費 17,879千円
議案第5号	東海村行政組織の改編等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	行政組織の改編に伴い事務分掌を変更し、併せて条例に規定する項目を改めることを目的として、関係条例の整備を行うため、条例を制定するものであります。
議案第6号	東海村特定乳児等通園支援の利用時間に関する経過措置に関する条例の制定について	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令において、新たに規定された1月当たりの特定乳児等通園支援の利用時間に関する経過措置を定めるため、条例を制定するものであります。
議案第7号	東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う表記の変更等、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第8号	東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	任意予防接種の実施等に関する事務の処理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、同一機関内で保有する地方税関係情報、住民票関係情報等に関し、必要な限度で個人番号の利用を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。
議案第9号	東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	村立幼稚園が村松幼稚園に再編されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。
議案第10号	東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年度税制改正における「特定親族特別控除」の創設による国民年金法施行令の一部改正に伴う所要の改正のほか、医療福祉費の支給制限に関する規定のうち、政令を引用する規定を改め、規則で金額等を明記するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号	水戸・勝田都市計画事業 東海中央土地区画整理事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	保留地の処分方法に、一般競争入札を新たに加えることで、事業の施行に係る一層の財源確保を図るため、条例の一部を改正するものであります。																												
議案第 12 号	令和 7 年度東海村一般会計補正予算（第 10 号）	<p>予算総額から歳入歳出それぞれ 6 4 9, 6 7 2 千円を減額し、予算総額を 2 4, 3 2 7, 9 6 8 千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、事業費確定等に伴う不用額の減額のほか、子ども・子育て支援交付金等に係る実績額の確定、子どものための教育・保育給付費に係る公定価格の上昇、役場庁舎の陽圧化設備に係るフィルタの交換等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <table data-bbox="880 738 1599 986"> <tr><td>(1) 使用料及び手数料</td><td>△ 9 7 3 千円</td></tr> <tr><td>(2) 国庫支出金</td><td>△ 4 4, 3 6 9 千円</td></tr> <tr><td>(3) 県支出金</td><td>△ 2 7 4, 2 2 4 千円</td></tr> <tr><td>(4) 寄附金</td><td>△ 3 9, 0 3 8 千円</td></tr> <tr><td>(5) 繰入金</td><td>△ 2 7 1, 5 6 8 千円</td></tr> <tr><td>(6) 村債</td><td>△ 1 9, 5 0 0 千円</td></tr> </table> <p>2 歳出</p> <table data-bbox="880 1034 1599 1362"> <tr><td>(1) 議会費</td><td>△ 8, 3 2 8 千円</td></tr> <tr><td>(2) 総務費</td><td>△ 1 7 4, 5 3 7 千円</td></tr> <tr><td>(3) 民生費</td><td>△ 2 9 7, 2 7 0 千円</td></tr> <tr><td>(4) 衛生費</td><td>△ 2 6, 4 5 6 千円</td></tr> <tr><td>(5) 農林水産業費</td><td>△ 1 2, 5 9 4 千円</td></tr> <tr><td>(6) 商工費</td><td>△ 1 6, 0 7 8 千円</td></tr> <tr><td>(7) 土木費</td><td>△ 5 1, 6 4 0 千円</td></tr> <tr><td>(8) 消防費</td><td>2, 6 3 0 千円</td></tr> </table>	(1) 使用料及び手数料	△ 9 7 3 千円	(2) 国庫支出金	△ 4 4, 3 6 9 千円	(3) 県支出金	△ 2 7 4, 2 2 4 千円	(4) 寄附金	△ 3 9, 0 3 8 千円	(5) 繰入金	△ 2 7 1, 5 6 8 千円	(6) 村債	△ 1 9, 5 0 0 千円	(1) 議会費	△ 8, 3 2 8 千円	(2) 総務費	△ 1 7 4, 5 3 7 千円	(3) 民生費	△ 2 9 7, 2 7 0 千円	(4) 衛生費	△ 2 6, 4 5 6 千円	(5) 農林水産業費	△ 1 2, 5 9 4 千円	(6) 商工費	△ 1 6, 0 7 8 千円	(7) 土木費	△ 5 1, 6 4 0 千円	(8) 消防費	2, 6 3 0 千円
(1) 使用料及び手数料	△ 9 7 3 千円																													
(2) 国庫支出金	△ 4 4, 3 6 9 千円																													
(3) 県支出金	△ 2 7 4, 2 2 4 千円																													
(4) 寄附金	△ 3 9, 0 3 8 千円																													
(5) 繰入金	△ 2 7 1, 5 6 8 千円																													
(6) 村債	△ 1 9, 5 0 0 千円																													
(1) 議会費	△ 8, 3 2 8 千円																													
(2) 総務費	△ 1 7 4, 5 3 7 千円																													
(3) 民生費	△ 2 9 7, 2 7 0 千円																													
(4) 衛生費	△ 2 6, 4 5 6 千円																													
(5) 農林水産業費	△ 1 2, 5 9 4 千円																													
(6) 商工費	△ 1 6, 0 7 8 千円																													
(7) 土木費	△ 5 1, 6 4 0 千円																													
(8) 消防費	2, 6 3 0 千円																													

		(9) 教育費 △65,399千円
議案第13号	令和7年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	<p>予算総額から歳入歳出それぞれ80千円を減額し、予算総額を3,066,610千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、国民健康保険運営協議会事業費納付金(医療分)の請求額と健康保険組合等出産一時金臨時補助金交付額の相殺等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p style="padding-left: 20px;">国庫支出金 △80千円</p> <p>2 歳出</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 総務費 △70千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 保健事業費 △10千円</p>
議案第14号	令和7年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものであります。
議案第15号	令和7年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	<p>保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ45,626千円を追加し、保険事業勘定の予算総額を3,201,927千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、居宅介護サービス給付費の増加等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 保険料 10,396千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 国庫支出金 11,471千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 支払基金交付金 12,494千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 県支出金 5,737千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 繰入金 5,528千円</p> <p>2 歳出</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 総務費 △211千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 保険給付費 48,598千円</p>

		(3) 地域支援事業費 △2,574千円 (4) 諸支出金 △187千円
議案第16号	令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地 区画整理事業特別会計補 正予算(第4号)	予算総額に変更はなく、繰越明許費を設定するものであります。
議案第17号	令和7年度東海村下水道 事業会計補正予算(第2 号)	予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものであります。
議案第18号	令和8年度東海村一般会 計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ22,200,000千円とするものであります。
議案第19号	令和8年度東海村国民健 康保険事業特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ2,822,967千円とするものであります。
議案第20号	令和8年度東海村後期高 齢者医療特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ779,297千円とするものであります。
議案第21号	令和8年度東海村介護保 険事業特別会計予算	保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ3,006,427千円とし、介護 サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ3,592千円とするものであり ます。
議案第22号	令和8年度水戸・勝田都 市計画事業東海駅西土地 区画整理事業特別会計予 算	予算総額を歳入歳出それぞれ24,275千円とするものであります。
議案第23号	令和8年度水戸・勝田都 市計画事業東海中央土地 区画整理事業特別会計予 算	予算総額を歳入歳出それぞれ589,373千円とするものであります。

議案第 24 号	令和 8 年度那珂地方公平委員会特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ 7 8 3 千円とするものであります。
議案第 25 号	令和 8 年度東海村水道事業会計予算	収益的収入額を 9 2 5, 8 4 8 千円, 収益的支出額を 9 0 5, 5 5 4 千円とし, 資本的収入額を 1 7 6, 6 9 8 千円, 資本的支出額を 5 0 9, 1 1 6 千円とするものであります。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 3 2, 4 1 8 千円は, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 9, 7 3 6 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 3 0 2, 6 8 2 千円で補填するものであります。
議案第 26 号	令和 8 年度東海村病院事業会計予算	収益的収入及び支出額をそれぞれ 3 7 0, 0 3 7 千円とし, 資本的収入額を 0 円, 資本的支出額を 3 6 2, 1 1 1 千円とするものであります。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 6 2, 1 1 1 千円は, 過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。
議案第 27 号	令和 8 年度東海村下水道事業会計予算	収益的収入額を 1, 3 1 4, 5 1 2 千円, 収益的支出額を 1, 2 9 0, 6 1 9 千円とし, 資本的収入額を 6 2 9, 3 4 3 千円, 資本的支出額を 1, 1 0 9, 4 4 0 千円とするものであります。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 8 0, 0 9 7 千円は, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 2, 5 1 9 千円, 過年度分損益勘定留保資金 4 4 7, 5 7 8 千円で補填するものであります。

- ※ 法律関係
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 94 号）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
 - ・ 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）

なお, 今会期中に条例の改正 5 件, 人事案件 3 件を追加提出したく準備をしておりますので, よろしくお願いたします。